

越整第 665 号  
令和5年9月15日

埼玉県越谷県土整備事務所長

### 歩行者利便増進道路の指定について

道路法(昭和27年法律第180号)第48条の20第1項の規定に基づき、歩行者利便増進道路を指定したので、同条第5項の規定により下記のとおり公示する。

その関係図面は、令和5年9月16日から、30日間一般の縦覧に供する。

#### 記

1. 歩行者利便増進道路の指定日  
令和5年9月15日
2. 道路の種類及び路線名  
一般県道 春日部停車場線
3. 歩行者利便増進道路として指定する区間(別紙参照)  
埼玉県春日部市粕壁一丁目7番12地先から  
埼玉県春日部市粕壁一丁目5番22地先まで
4. 図面縦覧場所  
埼玉県越谷県土整備事務所

越整第 674 号  
令和5年9月15日

埼玉県越谷県土整備事務所長

### 利便増進誘導区域の指定について

道路法(昭和27年法律第180号)第33条第2項の規定に基づき、利便増進誘導区域を指定するので、同条第4項の規定により下記のとおり公示する。

その関係図面は、令和5年9月16日から、30日間一般の縦覧に供する。

#### 記

1. 利便増進誘導区域の指定日  
令和5年9月19日
2. 道路の種類及び路線名  
一般県道 春日部停車場線
3. 利便増進誘導区域として指定する場所(別紙参照)  
(上)埼玉県春日部市粕壁一丁目1番1地先から埼玉県春日部市粕壁一丁目3番3地先まで  
(下)埼玉県春日部市粕壁一丁目7番16地先から埼玉県春日部市粕壁一丁目7番8地先まで
4. 図面縦覧場所  
埼玉県越谷県土整備事務所